- ○行政との連携のあり方
 - ⑥双方向の情報共有と協働体制の構築

○目指す姿 ≪地域と行政が協働する≫

- 〇自治会、自治協議会、行政の補完関係が確立され、相互理解のもとで協力し合って、相互の情報伝達・連携が円滑にできている状態。
- 〇行政の施策·方針と地域のニーズが一致し、地域づくりが地域主体で行われている状態。
- ○各地域が必要に応じて支援を受けつつ、自立していきいきと活動できている 状態。
- 〇自治協議会や自治会、市民、行政が共に方針や方向を共有し、それぞれ が責任をもって役割を担い合っている状態。
- 〇行政内部の横断連携による情報共有がされ、効果の良い支援につながっている状態。

自治基本条例

第4条

(自治の基本原則)

第13条

(行政の支援)

第14条

(住民自治組織)

第15条

(参加、参画の権利)

第19条

(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・地域と行政との直接的な対話・協議の確保(地域からの意見等を市内部、自治協議会・ 自治会内部で共有する)。
- ・会議開催の回数増による負担感をなくすための既存会議の活用を図る。
- ・自治会と自治協議会の関係や役割を話し合う機会を設ける。
- ・地域のあり方で、地域の農業のあり方や、高齢者の状況など様々な行政からの的確な情報の提供が必要。
- ・各地域の事情が似通った地域が集まって情報交換をする場や自治協議会の全体の組織 を作り上げて、情報交換をする場の構築。 など

〇課 題

- ・情報共有、意思疎通、協議の場が不足、もしくは偏っている。
- ・地域にとって必要な情報について、地域と行政の話し合いが不足している。
- ・自治会と自治協議会の関係性、役割、理想的な姿が理解されていない。
- ・合理的に会議を開催しないと会議の回数が増えるだけで、出席者の負担が増加する。

〇現 状

- ・行政と自治協議会の代表者との会が、 定期的に行われていない。
- ・行政からの大量の情報が一方通行で 提供される。
- ・市の各部署がそれぞれの都合やタイミングで情報提供、協議をしている。
- ・地域の現状や将来像、施策・展望などについて、地域と行政が協議する場がない。

〇現状のまま対策をしない場合

- ・地域と行政の連携が損なわれる。
- ・相互の情報共有ができなくなり、地域、 行政の相互の負担が増す。
- ・行政からの一方的な働きかけばかりに なり、協議の場が減少し、連携揺動の 体制が形骸化する。
- ・自治会、自治協議会、行政の各部署 がそれぞれ関連なく会議をすると、効 率・効果とも低下する。